



[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [経済戦略局報道発表資料](#) >

報道発表資料 報道発表資料の一部変更について「(仮称) 令和2年11月-12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金を支給します」

報道発表資料 報道発表資料の一部変更について「(仮称) 令和2年11月-12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金を支給します」

ページ番号: 520884 2020年12月4日

問合せ先: 経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3718)

令和2年12月4日 12時15分発表

令和2年11月25日19時に報道発表しました「(仮称) 令和2年11月-12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金を支給します」について、一部内容を変更しましたのでお知らせします。

変更箇所

1. 対象者

(変更前)

- 対象施設(店舗)を運営しており、令和2年11月27日(金曜日)から令和2年12月11日(金曜日)までの全ての期間、要請を遵守していること
- 対象施設(店舗)において、要請期間終了(令和2年12月11日(金曜日))までに感染防止宣言ステッカー を導入していること

(変更後)

- 対象施設(店舗)を運営しており、令和2年11月27日(金曜日)から令和2年12月15日(火曜日)までの全ての期間、要請を遵守していること
- 対象施設(店舗)において、要請期間終了(令和2年12月15日(火曜日))までに感染防止宣言ステッカー を導入していること

2. 支給金額

(変更前) 1対象施設(店舗)あたり50万円

(変更後) 1対象施設(店舗)あたり58万円

3. 申請手続き

(1) 受付開始日

(変更前) 令和2年12月12日(土曜日)以降、速やかに受付開始

(変更後) 令和2年12月16日(水曜日)受付開始

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.



[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [水道局](#) > [水道をお使いの皆さまへ](#) > [水道料金](#) >

【申請が必要です】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への上下水道料金の特例減免制度（仮称）について

【申請が必要です】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への上下水道料金の特例減免制度（仮称）について

ページ番号：520774 2020年12月4日

新型コロナウイルス感染症により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞が生じ、さらに自粛要請等による影響により経営状況が非常に厳しくなっている飲食店等に対し、水道料金及び下水道使用料の減免を実施し、安心して事業活動が行えるよう支援してまいります。

なお、本制度をご利用いただくには申請が必要ですが、詳細な要件・受付方法等は、決定次第、大阪市ホームページに掲載します。

1 支援対象

次に掲げる事業者で申請のあったもの

1. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店等のうち水道局と給水契約のある事業者
2. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店等が入居している水道局と給水契約のあるビル等の事業者

（注）上記1.2の飲食店等については、大阪府で実施している営業時間短縮協力金の支援対象と同様の業種とします。

2 支援内容

令和3年1月～3月検針分（おおむね12月～2月使用分）の上下水道料金について、売上額の減少割合（令和元年と2年の比較）の大きい飲食店等に対して所定の減免を行います。

（注）該当する飲食店等が入居しているビル等については、その飲食店等にかかる上下水道料金が減免の対象となります。

3 スケジュール（予定）

令和2年12月下旬

- ・ 制度の詳細についてHPで公表
- ・ 飲食店等への制度周知
- ・ 支払猶予申請の受付開始

令和3年1～3月検針分（おおむね12月～2月使用分）

- ・ 減免対象期間

令和3年4月以降

- ・ 減免申請の受付

4 お問い合わせ先

お客さまセンター（06-6458-1132）

営業時間 平日 8時から20時まで